

都市計画税の使いみち

都市計画税は、地方税法の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために課することができます。

令和8年度予算における都市計画税は、9436万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

(単位：万円)

都市計画税 充当事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道 支出金	町債	その他	都市 計画税
下水道事業への 繰出金	4億 7,078			4億 230	6,848
町債償還元金	4億 5,853			4億 3,500	2,353
町債償還利子	4,579			4,344	235
計	9億 7,510			8億 8,074	9,436

※町債償還は、過去に都市計画事業で借りた借金の返済です。

森林環境譲与税の使いみち

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保などに充てることとされています。

令和8年度予算における森林環境譲与税は、1億1100万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。

(単位：万円)

森林環境譲与税 充当事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道 支出金	町債	その他	森林環境 譲与税
民有林振興対策事業	1億 297	1,870		1,957	6,470
森林経営管理事業	469			8	461
木楽館管理事業	1,697			1,334	363
やまびこ管理事業	4,932			4,333	599
その他の事業	10億 68	3,238	4億 3,610	5億 13	3,207
計	11億 7,463	5,108	4億 3,610	5億 7,645	11,100

※各事業に充てる森林環境譲与税の内訳は、森林環境譲与税を積立する基金からの繰入金を1億1,100万円充てることとしています。

地方消費税収の使いみち

消費税及び地方消費税の引上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費（社会福祉、社会保険及び保健衛生）に充てることとされています。

令和8年度予算における引上げ分の地方消費税収は、3億2951万円を見込み、その使いみちは、次のとおりです。



(単位：万円)

引上げ分地方消費税収 充当事業	事業費	事業費の財源内訳			
		国道支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税収
①社会福祉事業	20億5,108	10億9,651	2,530	7億8,419	1億4,508
②社会保険事業	10億5,716	1億9,408		7億1,683	1億4,625
③保健衛生事業	6億4,152		2億5,255	2億9,412	3,818
計	37億4,976	13億4,726	2億7,785	17億9,514	3億2,951

■主な事業

①社会福祉事業	社会福祉協議会運営助成事業、社会福祉施設助成事業、障害者総合支援事業 など
②社会保険事業	国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業
③保健衛生事業	地域医療対策事業、妊婦健診事業、予防接種事業、健康診査事業 など